

表 89 予防接種

## ◆ 定期予防接種

	実施時期	対象年齢	標準的な接種年齢		
A類 疾病 予防 接種	4種混合 3(2)種混合 1期初回	通年	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者	生後3月から12月に達するまで	
	〔ジフテリア〕 百日せき ポリオ 破傷風		1期追加	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(3回)接種終了後6月以上の間隔をおく)	初回終了後12月から18月に達するまで
			2期	11歳以上13歳未満の者	11歳から12歳に達するまで
	不活化ポリオ		初回接種 追加接種	生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 生後3月から生後90月に至るまでの間にある者 (初回(3回)接種終了後6月以上の間隔をおく)	生後3月から12月に達するまで 初回終了後12月から18月に達するまで
	MR				
	〔麻しん〕 〔風しん〕		1期	生後12月から24月に至るまでの間にある者	-
			2期	小学校入学前1年間(3/31まで)	-
	日本脳炎※1		1期初回 1期追加 2期	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 生後6月から生後90月に至るまでの間にある者 (第1期初回(2回)接種終了後おおむね1年おく) 9歳以上13歳未満の者	3歳から4歳に達するまで 4歳から5歳に達するまで 9歳から10歳に達するまで
	子宮頸がん予防ワクチン※2		3回接種	12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女性	中学1年生(13歳相当)
	ヒブワクチン※3		初回接種 追加接種	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 初回接種終了後7月以上の間隔をおく	生後2月から7月に至るまでの間に接種を開始し、生後12月に至るまでの間に27日(医師が必要と認めるときは、20日)以上の間隔をおいて3回 初回接種終了後7月から13月の間
小児用肺炎球菌ワクチン※3	初回接種 追加接種	生後2月から生後60月に至るまでの間にある者 初回接種終了後60日以上の間隔をおく	生後2月から7月に至るまでの間に接種を開始し、生後24月に至るまでの間に27日以上の間隔をおいて3回 生後12月から15月に至るまで		
B類 疾病 予防 接種	インフルエンザ	10月1日 ～ 12月31日	① 満65歳以上の者 ② 満60～65歳未満の者であって心臓、腎臓又は呼吸器の機能障害及びHIVによる免疫機能障害を有する者	毎年度1回	

注1) 平成23年5月の政令改正により、平成17年5月から積極的勧奨が差し控えられていたことにより接種機会を逃した者(平成7年6月1日から平成19年4月1日までの間に生まれた者＝「特例対象者」)に限り、第1期及び第2期の接種のうち接種が終了していない分について、20歳未満まで定期予防接種として受けられるようになった。また、平成25年2月1日の政令改正により、特例対象者が、平成7年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた者に拡大された。

注2) 子宮頸がん予防ワクチンについては、使用ワクチンによって接種スケジュールが異なる。

注3) ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンについては、接種開始月齢によって接種スケジュール(回数及び間隔)が異なる。

資料：健康危機管理担当